

令和4年第4回 美里町農業委員会会議録

令和4年4月8日

令和4年第4回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第大議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治      2番 奥村 智      3番 濱田憲治      5番 永田末廣  
6番 今田政行      7番 長木一美      8番 吉坂美佐子      9番 松田政明  
10番 吉田美好

欠席委員 4番 三浦誠一

欠員 0名

事務局

事務局長 西寺清      書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（西寺清君） こんにちは、只今から令和4年第4回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は4番三浦委員が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3番濱田委員5番永田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号8について、事務局より補足の説明はありますか。

事務局（上野祐樹君） はい、それでは、議案第13号、番号1から番号8について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号2は、譲渡人は仕事が多忙で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号3は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は病気療養中で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号5は、譲渡人は相続により農地を取得したが管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号6は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号7は、譲渡人は相続により農地を取得したが農地の管理が困難な為、譲受人は実質的には譲受人が申請地を管理しており、実態に合わせた所有権移転を行いたい為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号8は、譲渡人は病気療養中で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で事務局より、番号 1 から番号 8 の補足の説明を終わります。  
それでは、議案第 13 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 5 番永田委員に求めます。

5 番（永田委員）はい。。。。。

会長（吉田美好君）以上で議案第 13 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい。。。。。

会長（吉田美好君）以上で議案第 13 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい。。。。。。。

会長（吉田美好君）以上で議案第 13 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。9 番松田委員。

9 番（松田委員）はい、譲受人の貸付面積が多いのですがどこに貸付されていますか。

事務局（津田武蔵君）はい、譲受人の貸付は主に下永富営農組合に貸付されています。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に、番号 4 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君） 以上で議案第 13 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に、番号 5 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君） 以上で議案第 13 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に、番号 6 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君） 以上で議案第 13 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 6 は原案どおり決定しました。次に、番号 7 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君） 以上で議案第 13 号、番号 7 の内容説明を終わります。それでは番号 7 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 7 は原案

どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 7 は原案どおり決定しました。次に、番号 8 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい……。

会長（吉田美好君）以上で議案第 13 号、番号 8 の内容説明を終わります。それでは番号 8 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 8 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 13 号、番号 8 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員）はい……。

会長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 14 号番号 1 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は美里町で農業・林業・建設業を自営されております。申請地は約 40 年前に植林されておりますが現在は全て伐採されており、今後は申請地西側に山林を所有されていることから一体的に管理していきたいと申請地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、杉を全て伐採されております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 未満の第 2 種農地ですが転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で議案第 14 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、40 年前に植林されていますが始末書は必要なのではないのでしょうか。また転用調査書とはどのような書類ですか。

事務局（津田武蔵君）はい、県に確認した所、全て伐採していたら、始末書はいらなという回答を受けました。転用調査書は担当農業委員さんの同意書のような書類でおそらく司法書士が転用が上がってきた際に署名と押印をお願いしに来られ

と思うのですが、添付書類の一つとなっており、今回も添付されています。

7番（長木委員）はい、今後調査書は司法書士ではなく譲渡人がもらいに来た方がいいのではないかと。

事務局（津田武蔵君）はい。

会長（吉田美好君）他にありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第14号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第15号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号1を議題とし、内容の説明を8番 吉坂委員求めます。

8番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（津田武蔵君）はい、それではご説明いたします。番号1は昨年10月に土捨て場として転用されており、今回は相続登記完了のため1筆追加の事業計画変更申請となっております。まず申請人についてですが、申請人は土木・建設の公共事業を多く受注しており、現在砂防ダム3基の受注があります。そのため、土が15,000 m<sup>3</sup>出ることから土捨て場を確保する必要があり土地を選定されました。次に資料2をご覧ください。こちらが申請地の状況で、周囲を山林に囲まれ、長年耕作放棄地となっております。次に資料3をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がりが10ha未満の第2種農地ですが、代替性検討表が添付されており転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。また、こちらの案件は前回3,000 m<sup>2</sup>を超えておりましたので、県庁案件となり昨年10月に県農業会議における常設審議委員会で諮問しております。今回も、その事業計画変更ということで今月20日の常設審議委員会で諮問いたします。以上で内容の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で議案第15号、番号1の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 15 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 16 号、非農地証明について番号 1 の内容説明を事務局に求めます。

事務局（津田武蔵君）はい、ご説明いたします。非農地証明願いが大分県の [ ] よりありましたので今回議題にあげております。また、[ ] は昨年 7 月に他の所有地について非農地証明願いを提出されており、今回はその残りの所有地についての非農地証明となります。まず、議案第 16 号 番号 1 資料 1 をご覧ください。申請地は、美里町 [ ] の 2 筆で合計面積は 1,193 m<sup>2</sup>となっております。申請人は、相続により申請地を取得しましたが長年県外を生活拠点としており、管理が困難とのことでした。次に、資料 2 をご覧ください。申請地は現在、著しく荒れ果てている状況です。3 月 17 日に松田委員と長木委員、事務局で現地確認をおこないましたが、今後耕作は困難と判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。以上で内容の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で議案第 16 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 16 号、番号 1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 16 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。事務局より何かありませんか。

事務局 はい。

#### 全 員 協 議 会

1. 委員報酬について
2. 農業会議より配布資料
3. 農地問題の報告について

会長（吉田美好君）それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもって閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後3時00分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印